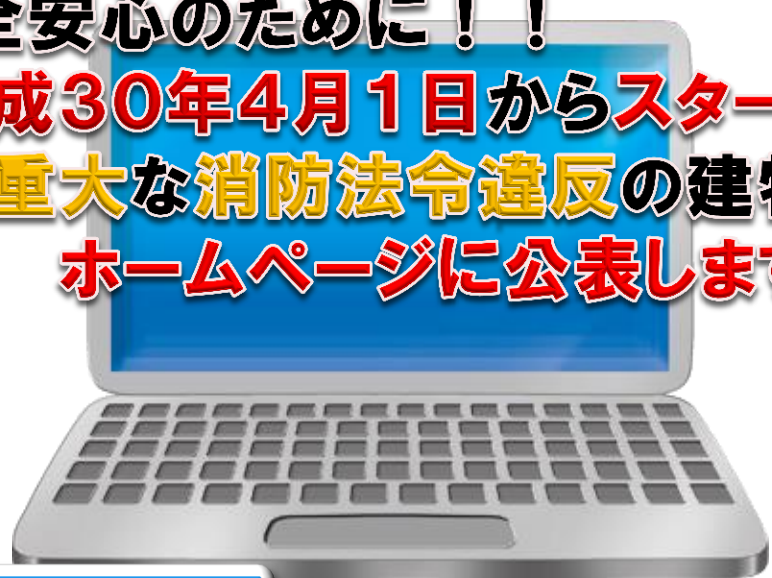


# 住民の安全安心のために！！

## 平成30年4月1日からスタート 重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します！！



# 違反対象物の



### 違反対象物の公表制度とは？

ホテル、飲食店、物販店など不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物のうち、立入検査によって重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかの未設置）のある建物を確認した場合に、これらの建物の情報を高松市消防局のホームページに掲載し、公表する制度の事です。

### 公表制度の流れ

#### 立入検査の実施



#### 立入検査の結果の通知 (公表に関するお知らせ)

上記3設備の未設置について、本通知を交付した翌日から起算して、30日を経過した場合は、高松市火災予防条例第48条に基づき公表することがあります。

#### 違反内容等の公表



是正なし

# 公表制度

### 公表方法

- ① 高松市消防局ホームページへの掲載
- ② 消防局及び消防署での書面の閲覧

### 公表内容

公表する内容は以下のとおりです。

- |         |          |         |
|---------|----------|---------|
| ① 建物の名称 | ② 建物の所在地 | ③ 違反の内容 |
| ④ 公表日   | ⑤ 管轄消防署  |         |

### お問い合わせ先

高松市消防局



詳細については、下記へお問合せください。

- |             |                 |            |                 |
|-------------|-----------------|------------|-----------------|
| ○ 高松市消防局予防課 | TEL087-861-1504 | ○ 高松市北消防署  | TEL087-861-1551 |
| ○ 高松市南消防署   | TEL087-815-0119 | ○ 高松市東消防署  | TEL087-843-5118 |
| ○ 高松市西消防署   | TEL087-881-0120 | ○ 高松市三木消防署 | TEL087-898-4119 |